（参考）

※本様式は記載例として示しているものであり、適宜変更しても差し支えない。

**委託業務共同企業体協定書（例）**

○○会社と○○会社とは、共同企業体を設立し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会式典基本計画策定業務委託（以下「業務」という。）の受託

（２）前号に付帯する事業

（名称）

第２条　この共同企業体は、○○○共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同企業体は、事務所を滋賀県○○市○○町○○番地○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同企業体は、令和○○年○○月○○日に成立し、業務の委託契約の終了後、３カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務を受託することができなかったときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務

に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地○○

○○株式会社

代表取締役　○○　○○

○○県○○市○○町○○番地○○

○○株式会社

代表取締役　○○　○○

○○県○○市○○町○○番地○○

○○株式会社

代表取締役　○○　○○

（代表者）

第６条　共同企業体の代表者は、○○○○（代表取締役○○）とする。

（代表者の権限）

第７条　共同企業体の代表者は、第１条に規定する業務の履行に関し、共同企業体を代表してその権限

を行うことを名義上明らかにした上で、発注者、監督官庁及び第三者と折衝する権限並びに業務委託

代金の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内

容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

○○県○○市○○町○○番地○○

○○株式会社　　　　　　　　　　　　　　　▲▲％

○○県○○市○○町○○番地○○

○○株式会社　　　　　　　　　　　　　　　▲▲％

○○県○○市○○町○○番地○○

○○株式会社　　　　　　　　　　　　　　　▲▲％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（構成員の業務分担）

第８条の２　企業体が業務を実施するに際し、各構成員の業務分担を次のとおりとする。

（１）○○に関する一切の業務　○○株式会社

（２）○○に関する一切の業務　○○株式会社

（３）○○に関する一切の業務　○○株式会社

（４）その他一切の業務　○○株式会社

２　各業務を分担する各構成員は、自らの責任において誠実に業務を履行しなければならない。

（運営委員会）

第９条　共同企業体は、運営委員会を設け、毎月１回開催するものとする。ただし、急を要する事項に

ついては、その都度開催するものとする。

２　運営委員会は、構成員それぞれ○名をもって構成し、業務の完遂に当たるものとする。

（運営委員会の権限）

第10条　運営委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

（１）組織及び編成並びに第１条に規定する業務の基本に関する事項

（２）構成員の出資の割合の決定

（３）資金管理方法

（４）工程の決定

（５）協力企業の決定

（６）その他共同企業体の運営に関し必要な事項

（構成員の責任）

第11条　構成員は、第１条に規定する業務の実施に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関し、連

帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第12条　共同企業体の取引金融機関は、○○銀行（○○支店）とし、共同企業体の名称を冠した代表

者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第13条　共同企業体は、第１条に規定する業務の完了後、決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第14条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配

当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第15条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担す

るものとする。

（権利義務の譲渡制限）

第16条　本協定書に基づく権利義務の全部又は一部を他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第17条　構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、共同企業体が第１条に規定する業務を

完了する日までは脱退することができないものとする。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、残存構成員が業務を完遂するものとする。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第７条に基づく覚書に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わないものとする。

６　脱退した構成員が第８条の２に基づき分担していた業務については、速やかに運営員会において新たに担当する構成員を定め、発注者に通知することとする。

（構成員の除名）

第18条　共同企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除

名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を

除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（事業途中おける構成員の破産又は解散に対する処置）

第19条　構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第17条第２項

から第６項までを準用する。

（代表者の変更）

第20条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合に

おいては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれ

かを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第21条　共同企業体が解散した後において、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員が共同連

帯してその責に任ずるものとする。

２　第17条から第19条の規定により脱退等した構成員については、その者が関与した範囲において前項の規定を適用する。

（協定書に定めない事項）

第22条　本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記協定の証として本書○通を作成し、構成員が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

共同企業体の名称

代表者　　　住　　　　所

商号又は名称

代　 表 　者　　　　　　　　　　　　印

住　　　　所

商号又は名称

代　 表 　者　　　　　　　　　　　　印

住　　　　所

商号又は名称

代　 表 　者　　　　　　　　　　　　印